福井市ＵＩターン移住就職等支援金（全国型）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福井県が実施するＵ・Ｉターン移住就職等支援事業（全国型）の一環として、福井市への移住定住を促進することを目的として交付する福井市ＵＩターン移住就職等支援金（全国型）（以下「移住支援金」という。）について、福井市補助金等交付規則（昭和４８年福井市規則第１１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　「子ども」とは、申請日が属する年度の４月１日時点において、満１４歳以下の者をいう。

⑵　「パートナーシップ宣誓制度対象者」とは、福井市パートナーシップ宣誓制度実施要綱又は福井県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づくパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けている者をいう。

⑶「若年夫婦世帯等」とは、移住支援金の交付を申請する日において、夫若しくは妻又はパートナーシップ宣誓制度対象者のいずれかの者が４０歳未満である世帯をいう。

⑷　「子育て世帯」とは、移住支援金の交付を申請する日において、保護者と子どもが生計を一つにし、同居している世帯をいう。

⑸　「正規雇用」とは、週３０時間以上の無期雇用契約を締結し、正規の従業員として雇用されるものをいう。ただし、官公庁、公立学校その他公的機関への就業を除く。

⑹　「新規卒業者」とは、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校並びに専修学校、防衛大学校、防衛医科大学校、航空保安大学校、気象大学校、海上保安大学校、水産大学校、職業能力開発総合大学校及び国立看護大学校を卒業後、１年以内に初めて正規雇用で就業する者をいう。

⑺　「小規模事業者」とは、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第５項に規定する小規模事業者をいう。

⑻　「県内企業」とは、本社又は本店が福井県内にある企業をいう。

⑼　「テレワーク」とは、本人の意志により移住し、企業に正規雇用されている者が移住元での業務を引き続き行うことをいう。

（交付対象者）

第３条　移住支援金の交付対象者は、住民票を本市に移すまでに、本市又は福井県暮らすはたらくサポートセンターで氏名、連絡先等を明らかにし、移住相談を経た者（新規卒業者は除

く。）のうち、次項及び第３項の要件を満たし、かつ、第４項、第５項又は６項の要件のいずれかに該当するものとする。また、２人以上の世帯の申請をする場合にあっては第７項の要件を満たすものとする（各世帯につき１名とする。）

２　年齢に関する要件として、交付対象者は１８歳以上５０歳未満の者であること。

３　移住等に関する要件として、次の各号の全てに該当すること。

⑴　住民票を福井市へ移す直前の住所が、連続して３年以上福井県外にあること。

⑵　移住支援金の申請日から３年以上、継続して福井市に居住する意思を有していること。

⑶　転入後１５月以内であること。ただし、本条第４項第２号に該当する場合を除く。

⑷　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

⑸　「福井市ＵＩターン移住就職等促進支援金（東京圏型）交付要綱」の要件に該当していないこと。

⑹　過去に福井市ＵＩターン移住就職等促進支援金（東京圏型）の交付決定を受け、又は支援金の返還請求を受けていないこと。

⑺　過去に移住支援金の交付決定を受け、又は支援金の返還請求を受けていないこと。

⑻　福井市税の滞納がないこと。

⑼　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

⑽　その他、福井市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

４　就業に関する要件として、次の各号のいずれかに該当すること。

⑴　申請時に県内企業に正規雇用で就業している者（次に掲げる場合を除く。）

ア　福井市への転入が交付対象者及び世帯員のいずれかの転勤、出向、出張、研修等による一時的な勤務地の変更である場合

イ　３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人（小規模事業者を除く）への就業である場合

⑵　県内地方自治体の認める者の実施する農林水産業に係る長期研修を受講するために移住し、長期研修後に福井県内で農林水産業に就業している者

⑶　テレワークをしている者。

⑷　次に掲げる規則又は要綱による指定を受けた企業に就業する者。ただし、指定を受けた日から助成金の交付の決定を受けた年度の末日までに当該企業に正規雇用で就業している者に限る。

ア　福井市企業立地促進条例施行規則

イ　福井市空き工場等活用助成金交付要綱

ウ　福井市中心市街地オフィス立地助成金交付要綱

エ　福井市サテライトオフィス立地助成金交付要綱

５　起業に関する要件として、以下の各号のいずれかに該当すること。

⑴　福井県の「Ｕ・Ｉターン移住創業支援事業助成金交付要領」に定める起業移住支援金の交付決定を受けている者。

⑵　第１号以外の者で公的証明又はその写しが取得できること。

６　事業承継に関する要件として、福井県の「県内企業M＆Ａ支援奨励金 交付要領」に定める県内企業M＆Ａ支援奨励金の交付決定を受けている者。

７　２人以上の世帯に関する要件として、次の各号の全てに該当すること。

⑴　交付対象者を含む世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

⑵　交付対象者を含む世帯員は福井市に転入し、申請時において同一世帯に属していること。

⑶　交付対象者を含む世帯員がいずれも、第３項第３号から第１０号に該当すること。

（移住支援金の額）

第４条　移住支援金の額は、次のとおりとする。ただし、予算の範囲内において交付するものとする。

対象者	支給額
単身世帯	５０，０００円
４０歳未満の女性世帯	１００，０００円
若年夫婦世帯等	２００，０００円
子育て世帯	３００，０００円
それ以外の世帯	１００，０００円

（交付申請）

第５条　移住支援金の交付の申請の受付期間は、４月１日から翌年の２月末までとする。

２　移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、転入後１５月以内（第３条第４項第２号に該当する場合を除く。）かつ第３条第３項第３号及び同条第４項、第５項又は第６項の要件を満たした日から３月以内である期間（次項において「申請期間」という。）に福井市ＵＩターン移住就職等支援金（全国型）交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、２月末までに交付申請を行っていない者で、申請期間の末日が３月中にあるものについては、翌年度の福井市ＵＩ ターン移住就職等支援金（全国型）交付要綱に基づき交付申請を受け付けることとし、申請者は、翌年度の４月末までに交付申請書を市長に提出するものとする。

ただし、当該要綱が翌年度に施行されなかった場合には、この限りではない。

４　申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

⑴　宣誓書兼同意書（様式第１号別紙１）
⑵　写真付き身分証の写し
⑶　移住者全員分の移住元の住民票（除票）謄本又は戸籍の附票の写し
⑷　移住者全員分の移住後の住民票謄本の写し
⑸　申請者が外国人である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を証明するものの写し
⑹　申請者が第３条第４項の就業に関する要件を満たす者である場合は、雇用実態証明書（様式第２号）
⑺　就業先が「３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている小規模事業者」、又は「親族が経営する農業経営体」の場合は、就業先が要件を満たすことがわかる書類の写し（青色申告書、家族経営協定書等）
⑻　申請者が第３条第４項第２号に該当する場合はそれを証する書類の写し
⑼　申請者が第３条第５項の起業に関する要件を満たす者である場合は、公的証明又はその写し（福井県ＵＩターン移住創業支援事業助成金交付決定通知書、登記事項証明書、開業届）
⑽　申請者が第３条第６項の事業承継に関する要件を満たす者である場合は、公的証明又はその写し（奨励金交付（不交付）決定通知書、登記事項証明書、開業届）
⑾　申請者がパートナーシップ宣誓制度対象者である場合は、福井市又は福井県パートナーシップ宣誓書受領証の写し
⑿　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）
第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、必要な条件を付して福井市ＵＩターン移住就職等支援金（全国型）交付決定兼額の確定通知書（様式第３号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。
２　審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合も、その旨同様に通知する。

（交付請求）
第７条　前条の規定により交付決定を受けた者が移住支援金の交付を受けようとするときは、福井市ＵＩターン移住就職等支援金（全国型）交付請求書（様式第４号。以下「交付請求書」という。）を当該年度の３月３１日までに市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の規定により適正な交付請求書を受理した場合は、原則として請求から３月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

３　市長は、当該年度の３月３１日までに交付請求書の提出がない場合においては、交付決定を取り消すこととし、また、前条の規定により交付した交付決定通知書は、無効とする。

（交付決定通知書の再交付）

第８条　申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、福井市ＵＩターン移住就職等支援金（全国型）交付決定通知書再交付願（様式第５号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第９条　市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、福井市ＵＩターン移住就職等支援金（全国型）交付決定通知兼額の確定通知書【再交付】（様式第６号）を申請者に交付する。

（報告及び立入検査）

第１０条　福井県及び福井市は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、報告及び立入検査を求めることができる。

（移住支援金の返還請求）

第１１条　市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用されている企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして福井県及び福井市が認めた場合はこの限りでない。

⑴　全額の返還。

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　移住支援金の申請日から１年内以内に福井市から転出した場合

ウ　福井県が実施する起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

⑵　半額の返還。

ア　申請者が移住支援金の申請日から３年以内に福井市から転出した場合

（関係図書の保存）

第１２条　移住支援金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から５年間保管しなければならない。

（雑則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、福井県と福井市が協議して定める。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

（特別加算）

２　令和２年度中の申請については、申請者が以下の要件を満たす場合に特別加算する。

対象者	加算額
医療・介護職に就業した者	１００，０００円
在宅勤務（リモートワーク）者 ただし、市内の就業場所に就業し在宅勤務する場合は加算しない。	５０，０００円

（施行日）

１　この要綱は令和３年６月２４日から施行する。

(特別加算)

２　令和３年度中の申請に限り、申請者が以下の要件を満たす場合に特別加算する。

対象者	加算額
医療・介護職に就業した者	１００，０００円
在宅勤務（リモートワーク）する者 ただし、市内の就業場所に就業または、起業し在宅勤務する場合は加算しない。	
小規模事業者を事業承継する者	

（経過措置）

３　令和３年４月１日から施行日までに交付決定及び、支援金の交付を受けている者で特別加算金（以下「加算金」という。）の交付を受けようとする者は、令和３年度特別加算金交付申請書（様式第７号）を加算金の要件を満たすことがわかる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（特別加算の交付決定及び額の確定通知）

４　前項の規定により加算金の交付申請があったときは、その内容を審査し、加算金を交付することが適当と認めるときは、必要な条件を付して令和３年度特別加算金交付決定兼額の確定通知書（様式第８号）により、申請者に通知するものとする。

（特別加算金の交付請求）

５　前項の規定により加算金の交付決定を受けた者が加算金の交付を受けようとするときは、令和３年度特別加算金交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（施行日）

１　この要綱は令和４年４月１日から施行する。

（施行日）

１　この要綱は令和４年４月１日から施行する。

（施行日）

１　この要綱は令和４年１１月１日から施行する。

（施行日）

１　この要綱は令和５年４月１日から施行する。

（施行日）

１　この要綱は令和６年１月１日から施行する。

（施行日）

１　この要綱は令和６年４月１日から施行する。

（失効）

１　この要綱は、令和７年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた移住支援金については、同日後もなおその効力を有する。